

平成 2 4 年 度 版

# 事 業 概 要

( 平 成 2 3 年 度 実 績 )

三重県障害者相談支援センター



# 目 次

<b>第 1 概要</b> . . . . .	<b>1</b>
1 沿革	
2 名称・所在地・建物配置図等	
3 所管区域	
4 組織及び職員配置	
<b>第 2 業務内容</b> . . . . .	<b>7</b>
1 総務課	
2 知的障害者支援課	
3 身体障害者支援課	
4 地域支援課	
<b>第 3 平成 23 年度業務実績</b> . . . . .	<b>13</b>
1 総務課	
(1) 身体障害者手帳の交付事務処理件数	
(2) 年度別身体障害者手帳交付事務処理件数	
(3) 身体障害者手帳交付者数	
(4) 身体障害者福祉法第 15 条指定医師	
(5) 市町別療育手帳交付事務処理件数	
(6) 年度別療育手帳交付事務処理件数	
(7) 療育手帳交付者数	
2 知的障害者支援課	
(1) 年度別相談人員の推移	
(2) 相談形態割合	
(3) 相談判定処理状況	
(4) 市町別相談判定状況	

- (5) 男女別年齢別相談件数
- (6) 男女別程度別相談件数
- (7) 生活活動状況別相談割合
- (8) 地域支援の状況
- (9) 研修の状況

### **3 身体障害者支援課**

- (1) 相談業務
- (2) 判定業務
- (3) 判定等実施状況
- (4) 判定依頼件数の過去5年間の推移
- (5) 来所・巡回別実施判定依頼件数の過去5年間の推移
- (6) 判定依頼状況の過去5年間の推移
- (7) 更生医療の判定件数
- (8) 補装具判定の状況
- (9) 研修の状況
- (10) 市町等に対する専門的な技術助言・指導等の業務
- (11) 指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定

### **4 地域支援課**

- (1) 相談支援事業
- (2) 人材育成支援事業
- (3) 地域自立支援協議会

## 第1 概要

三重県身体障害者更生相談所及び知的障害者更生相談所は、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第11条第1項及び知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条第1項の規定に基づき三重県が設置した行政機関です。

身体障害者更生相談所は、市町における身体障がい者の更生援護の実施にあたり専門的な知識・技術を必要とする医学的、心理学的、職能的判定を行うとともに、補装具の処方及び適合判定を行うほか、更生援護に関する市町相互間の連絡調整、市町に対する情報の提供その他必要な援助を行い、また身体障害者手帳の交付を行っています。

また、知的障害者更生相談所は、市町における知的障がい者の更生援護の実施に関し、専門的な知識や技術を要する医学的、心理学的、職能的判定を行うとともに、市町間の連絡及び調整、情報の提供、専門的な知識及び技術を必要とする相談・指導を行い、また療育手帳の判定及び交付を行っています。

本県では、この身体障害者更生相談所及び知的障害者更生相談所は、障がい当事者への相談支援の充実に向けた機能強化を主たる目的として平成21年4月1日に統合され、障害者相談支援センターとなりました。

なお、統合により当センターに新たに設置した「地域支援課」において、障がい者相談支援体制強化事業を本庁から移管・実施するとともに、各障害保健福祉圏域に設置されている「総合相談支援センター」の機能の充実に向けた支援や、市町が設置している「地域自立支援協議会」の活性化を図る取組を行っています。

### 1 沿革

#### (1) 身体障害者更生相談所の沿革

昭和27年10月	三重県民生部厚生課内に設置
昭和30年6月	三重県身体障害者更生指導所（津市藤方2283-1）の設置に伴い移転
昭和60年4月	三重県身体障害者総合福祉センター（津市一身田大古曾670番地2）の整備に伴い、同センター内に移転
平成21年4月1日	「障害者相談支援センター」（津市一身田大古曾670番地2）として身体障害者更生相談所と知的障害者更生相談所が統合

(2) 知的障害者更生相談所の沿革

昭和 35 年 7 月 1 日 三重県身体障害者更生指導所（津市藤方 2283-1）  
内に併置

昭和 39 年 4 月 1 日 精神薄弱者更生施設「三重県樹心寮」（津市城山 1  
丁目 12-2）内に移転・併置

昭和 46 年 7 月 1 日 三重県中央児童相談所（津市鳥居町 258）内に移転・  
併置

平成 2 年 4 月 16 日 三重県中央児童相談所の庁舎新築（津市一身田大古  
曾字雁田 694-1）に伴い移転

平成 11 年 4 月 1 日 知的障害者更生相談所と知的障害者更生施設「三重  
県樹心寮」を統合し、「知的障害者福祉センターはばた  
き」（津市城山 1 丁目 12-2）を整備、移転

平成 18 年 4 月 1 日 更生施設部門が平成 17 年度末をもって休止したこ  
とに伴い、名称が知的障害者更生相談所に変更  
※ 更生施設部門は平成 19 年 4 月から民営の施設とし  
て運営

平成 21 年 4 月 1 日 「障害者相談支援センター」として、身体障害者更  
生相談所と知的障害者更生相談所が統合され、三重県  
身体障害者総合福祉センター（津市一身田大古曾 670  
番地 2）内に移転

## 2 名称・所在地・施設配置図等

- ・名称 三重県障害者相談支援センター
- ・所在地 〒514-0113 三重県津市一身田大古曾 670 番地 2  
TEL 059-236-0400 (総務課)  
059-232-7531 (知的障害者支援課)  
059-232-7356 (身体障害者支援課)  
059-236-0403 (地域支援課)  
FAX 059-231-0687  
E-mail [shogaic@pref.mie.jp](mailto:shogaic@pref.mie.jp)  
HP <http://www.pref.mie.jp/SHOGAIC/HP/>

### ・案内図



交通：JR一身田駅から徒歩約10分

津駅西口からバス（夢が丘団地行き）「身体障害者総合福祉センター前」

「人権センター口」からは徒歩約3分



### 3 所管区域

三重県全域

(9 障害保健福祉圏域)

14 市 15 町

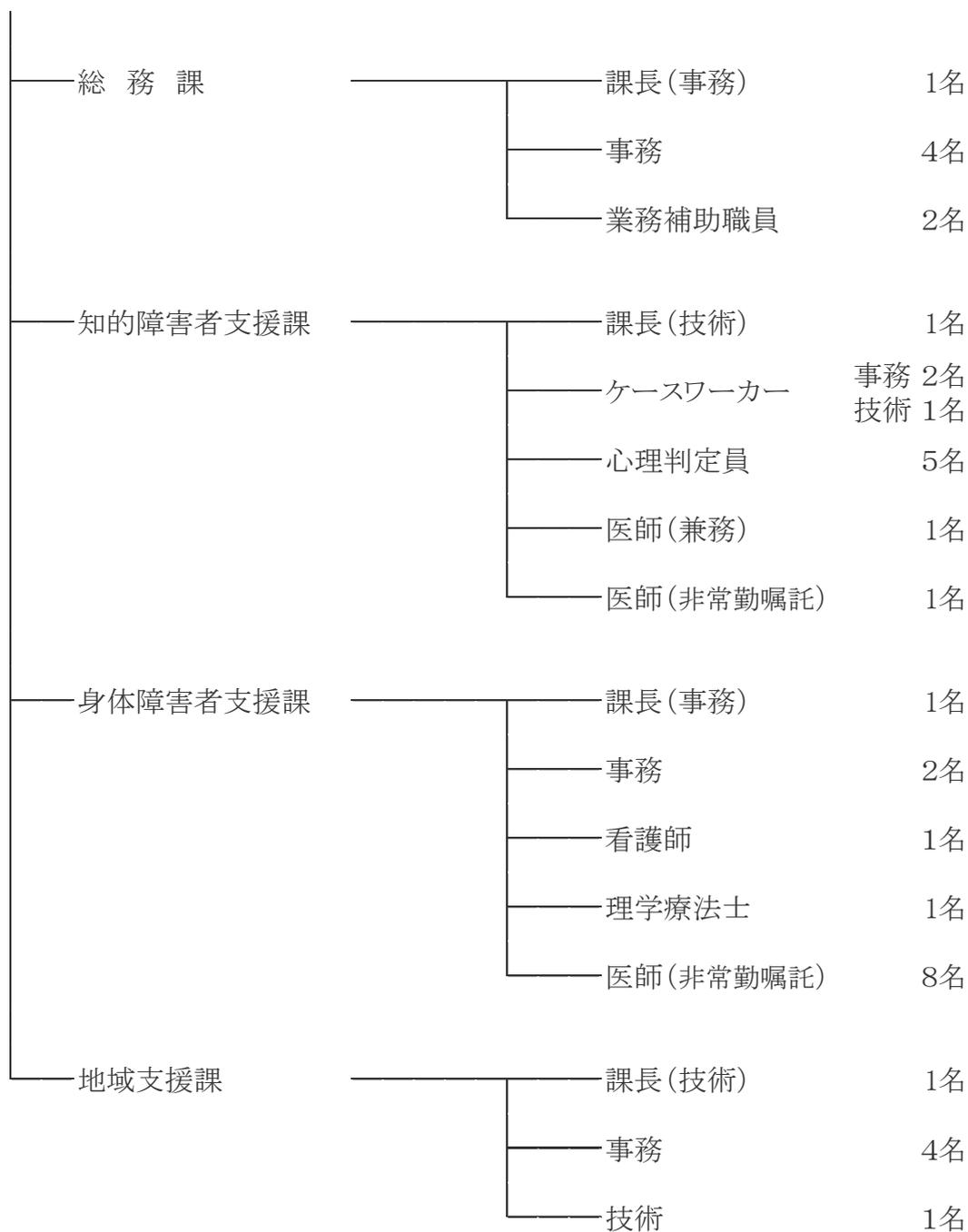


平成24年4月1日現在

地域名	総数	人口比率	世帯数	世帯比率	範囲
桑名	218,658	11.9%	79,811	11.2%	桑名市・いなべ市・桑名郡・員弁郡
四日市	371,324	20.2%	144,410	20.3%	四日市市・三重郡
鈴鹿	248,863	13.5%	95,688	13.5%	鈴鹿市・亀山市
津	283,212	15.4%	113,665	16.0%	津市
松阪	215,350	11.7%	81,297	11.4%	松阪市・多気郡
伊勢	251,125	13.6%	95,803	13.5%	伊勢市・鳥羽市・志摩市・度会郡
伊賀	175,350	9.5%	64,842	9.1%	名張市・伊賀市
尾鷲	37,272	2.0%	17,004	2.4%	尾鷲市・北牟婁郡
熊野	39,378	2.1%	17,684	2.5%	熊野市・南牟婁郡
合計	1,840,532	100.0%	710,204	100.0%	

#### 4 組織及び職員配置（平成 24 年 4 月 1 日現在）

所 長（事務）



#### 【再掲】

事務吏員	15名（うち、育児休業1名）
技術吏員	11名
業務補助職員（事務）	2名
兼務医師	1名
嘱託医	9名

## 第2 業務内容

### 1 総務課

#### (1) 身体障害者手帳の交付業務

平成18年度から身体障害者更生相談所で交付事務を行っています。

#### (2) 身体障害者福祉法第15条第1項医師の指業務定

#### (3) 療育手帳の交付業務

平成18年度から児童分を含めて知的障害者更生相談所で交付事務を行っています。

#### (4) その他庶務、経理業務

### 2 知的障害者支援課

知的障害者福祉法第12条、同施行令、同施行規則、厚生労働省社会・援護局保健福祉部長通知（平成15年3月25日、障発0325002号）により以下の業務を行っています。

- ・ 知的障がい者に関する専門的な知識及び技術を必要とする相談及び指導業務。
- ・ 18歳以上の知的障がい者の医学的、心理学的判定。
- ・ 市町が行う援護の実施に関し、市町に対する専門的な技術援助及び助言、情報提供、市町相互間の連絡調整、市町職員に対する研修、その他必要な援助並びにこれらに付随する業務。
- ・ 地域生活支援の推進に関する業務。
- ・ 本人若しくはその保護者及び市町から求めがあった時や、その他必要があると認められた時は、知的障がい者の福祉を図るために必要な事項を記載した判定書を交付。

#### (1) 相談・判定

知的障がいのある人や家族などからの求めに応じ、その援護の実施機関である市町からの依頼を受けて、特に専門的な知識や技術を必要とする事項について、相談支援を行うとともに、医学的、心理学的判定に基

づいて、総合的判定を行っています。

具体的な業務の内容は以下のとおりです。

- ① 知的障害者援護施設利用に係る判定及び調整
- ② 支援方針決定のための判定
- ③ 職業安定所等への紹介など就労に関する相談
- ④ 日常生活の悩み、余暇の過ごし方、経済的な問題、情緒的な問題など生活に関する相談
- ⑤ 特別支援学校高等部卒業後の進路相談
- ⑥ 療育手帳の新規交付及び再判定に関する相談・判定

## (2) 地域支援

知的障がいのある人が地域の中で充実した生活を送ることができるよう、市町が実施する援護について専門的技術的援助を行うとともに、市町、サービス提供者等の関係機関と連携し、生活支援体制の充実を図るなど、地域福祉の推進に寄与します。

具体的には、支援が困難な人に関する支援検討会議などに出席し（市町等からの要請に応じて随時）技術的支援等を行うほか、地域自立支援協議会（知的障がい部会）への参加によって関係者に助言、提案を行います。

また、施設入所希望に関して市町間の連絡調整を図るほか、施設の空き情報を市町に提供するなどします。保護者の死亡等により急きょ安全確保が必要となった場合には、三重県独自に緊急入所調整の制度が設けられており、市町、入所調整委員会、施設等との連絡調整や会議の事務等を担います。

そのほか、地域生活において何らかの不応や支援上の困難性を抱えた在宅等の知的障がい者に対し、地域生活の継続が可能となるように一時的に入所施設を利用して支援を行う行動観察事業を実施しています。事業の実施にあたっては、当センター、市町、障害者支援施設それぞれの連携が重要であり、施設での観察から得られた情報を基に支援検討会議等を開催し、障がいのある本人が安心して地域に戻ることをできるよう支援しています。

(3) 巡回相談

各圏域の実情に応じて、年間計画を作成し、チームを編成して各種相談及び判定を行います。

(4) 調査研究・研修

知的障がいに関する調査及び情報収集、啓発及び関係機関職員等への研修を実施します。

### 3 身体障害者支援課

身体障害者福祉法第 11 条、同施行令、同施行規則、厚生労働省社会・援護局保健福祉部長通知（平成 15 年 3 月 25 日、障発 0325001 号）により以下の業務を行っています。

- ・ 身体障がい者に関する専門的な知識及び技術を必要とする相談及び指導業務
- ・ 身体障がい者の医学的、心理学的及び職能的判定並びに補装具の処方及び適合判定業務
- ・ 市町が行う援護の実施に関し、市町に対する専門的な技術援助及び助言、情報提供、市町相互間の連絡調整、市町職員に対する研修、その他必要な援助並びにこれらに付随する業務
- ・ 指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定業務

(1) 相談・判定

身体障がいのある人や家族などからの求めに応じ、その援護の実施機関である市町からの依頼を受けて、特に専門的な知識や技術を必要とする事項について、相談支援を行うとともに、医学的、心理学的及び職能的判定に基づいて、総合的判定を行っています。

具体的な業務の内容は以下のとおりです。

(ア) 身体障がい者の更生医療に係る相談及び判定

(イ) 補装具の処方及び適合判定

(ウ) 施設利用及びその他身体障がい者の更生援護のための各種相談

## (2) 地域支援

身体障がいのある人が地域の中で充実した生活を送ることができるよう、市町等が実施する援護について専門的技術的援助を行うとともに、市町、サービス提供者等の関係機関と連携し、生活支援体制の充実を図るなど、地域福祉の推進に寄与します。

具体的には、三重県内の障害者支援施設（旧療護施設）への入所について、サービスを受ける必要性の高い入所希望者に優先的に入所していただくため、入所に関する手続き及び基準を明示し、それに基づいて各施設が「入所基準」を策定・運用しています。

また、特別支援学校が開催する進路懇談会に出席し、学校、市町、地域生活支援センター職員等に助言・指導等を行います。

## (3) 調査研究・研修

身体障がいに関する調査及び情報収集、啓発及び関係機関職員等への研修を実施します。

## (4) 指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定

保険医療機関、保健薬局などからの申請により、育成医療、更生医療を担当する指定自立支援医療機関を指定します。

# 4 地域支援課

障害者自立支援法第 78 条、同施行規則により以下の業務を行っています。

- ・ 障がい者が自立した日常生活・社会生活を営むために必要な専門性の高い相談業務及び相談支援体制の充実に向けた取組
- ・ 障がい福祉サービス、相談支援を行う者に対する研修
- ・ 地域自立支援協議会の充実に向けた取組

## (1) 相談支援事業

障害保健福祉圏域ごとに障がい者の相談支援体制の充実を図るとともに、全県域を対象に自閉症・発達障がい、高次脳機能障がい、重症心身障がいなどの専門性の高い相談支援事業を行います。

具体的な業務の内容は以下のとおりです。

① 障がい者就業・生活支援事業

就労中又は就労を希望する障がい者の相談に応じるとともに、雇用、保健、福祉、教育等の関係機関との連携をとって就労の機会の提供、就労継続支援等必要な支援を行います。

② 障がい児等療育相談支援事業

知的障がい児（者）、身体障がい児（者）の地域における生活を支えるための相談に応じるとともに、県の療育機関と連携を図りながら地域の療育機能の充実を図ります。

③ 高次脳機能障がい者生活支援事業

交通事故等による脳外傷により生じた高次脳機能障がい者の社会復帰や地域生活を支援するために必要な相談支援を行うとともに、医療機関、施設等で高次脳機能障がい者の支援に携わる者に対する研修等を行います。

④ 自閉症・発達障がい支援センター運営事業

自閉症等の特有な発達障害を有する障がい児（者）に対する支援を総合的に行う地域の拠点として自閉症・発達障がい支援センターを設置し、県民の理解を促進するため研修等を行い、相談・助言、指導・就労に関する支援や関係施設との連携により、障がい児（者）の福祉の向上を図ります。

⑤ 重症心身障がい児（者）相談支援事業

在宅の重症心身障がい児（者）やその家族の生活を支援するための相談に応じるとともに、療育機関等福祉サービスの情報提供などを行うことにより、重症心身障がい児（者）の地域生活の支援を行います。

(2) 障がい者総合相談支援センターの支援

障がい者が住み慣れた地域で自立した生活を可能とするためには、相談支援が重要となっています。

県や市町から相談支援事業を受託している障がい者総合相談支援センターを支援するため、代表者会議等の開催により支援センター間の情報共有や課題解決に向けた取組を行います。

### (3) 人材育成支援事業

障がい者福祉サービスや相談支援が円滑に実施されるよう、その担い手となる人材の確保・育成を図るため、各種研修を行います。

具体的な業務の内容は以下のとおりです。

#### ① 障害程度区分認定調査員研修

市町職員、事業所の職員等であり、障害程度区分の認定調査を行うことが見込まれる者を対象とした研修を行います。

#### ② 審査会委員研修

障害程度区分の認定を行う市町の審査会委員の研修を行います。

#### ③ 相談支援従事者研修

相談支援従事者の養成や資質の向上を図るため研修を行います。

#### ④ サービス管理責任者研修

個別支援計画の作成やサービス提供プロセスの管理等を行うために配置されるサービス管理責任者を養成するための研修を行います。

#### ⑤ 同行援護従業者養成研修（一般課程）及びガイドヘルパー養成研修

視覚障がいにより移動に著しい困難を有する障がい者の支援等や、全身性障がい者の外出時の移動の支援等を行う同行援護従業者及びガイドヘルパーを養成する研修を行います。

#### ⑥ 行動援護従業者養成研修

ニーズに応じた支援を実施するために、必要な知識・技能を有する行動援護従業者を養成する研修を行います。

### (4) 地域自立支援協議会の充実

障がい者の地域生活を支えるためには、障がい者の相談支援活動が重要ですが、相談支援を通じて把握した障がい者の状況や課題等の情報を、地域の関係者が共有し課題解決に向けた取組を行うことが必要です。

関係者の情報共有や課題解決の場として、地域自立支援協議会が各市町に設置されており、協議会の充実に向けた支援を行います。

### 第3 平成23年度業務実績

#### 1 総務課

##### (1) 身体障害者手帳の交付事務処理件数

身体障害者手帳交付者数は年々増加していますが、中でも内部障害の増加が顕著となっています。

なお、平成22年4月から肝臓機能障害が新たに身体障害者手帳を交付されることとなりました。また、平成23年4月から肢体不自由を上肢・下肢・体幹に分け認定したことから、その処理件数が増加しています。

(平成23年4月1日～平成24年3月31日)

		視覚	聴覚 平衡	音声言語 ・そしゃく	肢 体 不 自 由	脳原性	心臓	じん臓
交付・ 処理 件数	新規交付	360	431	98	4,114	78	880	530
	再交付(認定)	319	307	52	1,624	98	384	361
	再交付(取替)	111	140	24	646	20	162	105
	居住地変更	126	101	20	666	32	132	58
	返還	357	406	102	2,399	16	604	417
	県内転入	24	22	4	135	1	24	12
	県外転出	22	27	1	81	3	14	15
合計		1,319	1,434	301	9,665	248	2,200	1,498

		呼吸器	ぼうこう 直腸	小腸	肝臓	その他	合計
交付・ 処理 件数	新規交付	313	420	2	30	14	7,270
	再交付(認定)	95	157	6	5	2	3,410
	再交付(取替)	22	47	0	2	4	1,283
	居住地変更	36	40	2	3	8	1,224
	返還	367	406	2	26	2	5,104
	県内転入	7	11	1	0	4	245
	県外転出	6	6	0	0	5	180
合計		846	1,087	13	66	39	18,716

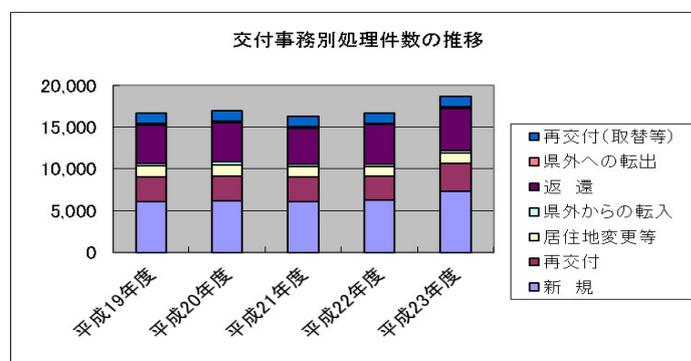
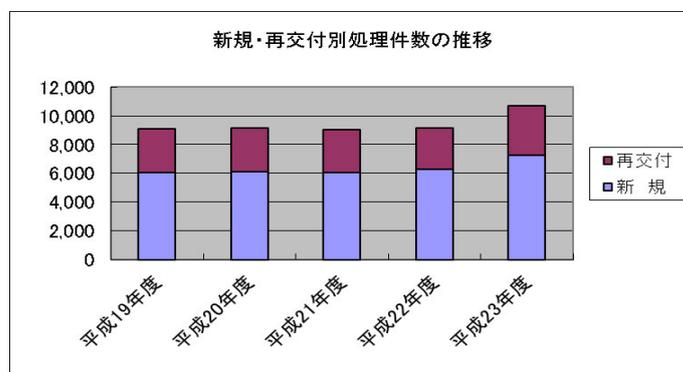
【再掲】市町別交付事務処理件数

(平成23年4月1日～平成24年3月31日)

市町名	新規 交付	再交付 (認定)	再交付 (取替)	居住地 変更	返還	県内 転入	県外 転出	計
津市	1,090	554	221	232	637	37	26	2,797
四日市市	1,060	636	206	169	749	28	32	2,880
伊勢市	594	215	72	84	381	6	12	1,364
松阪市	691	280	112	144	482	14	8	1,731
桑名市	451	193	68	70	291	17	23	1,113
鈴鹿市	738	382	154	150	522	28	22	1,996
名張市	351	151	54	56	222	26	6	866
尾鷲市	124	49	11	21	116	3	1	325
亀山市	230	99	28	28	120	2	7	514
鳥羽市	136	51	17	13	78	4	0	299
熊野市	97	41	24	6	100	3	6	277
いなべ市	160	56	28	26	133	8	2	413
志摩市	197	106	30	48	193	9	8	591
伊賀市	328	192	67	66	345	27	10	1,035
市計	6,247	3,005	1,092	1,113	4,369	212	163	16,201
木曾岬町	23	12	2	0	8	0	0	45
東員町	99	39	18	11	61	7	3	238
菰野町	163	86	23	32	102	6	3	415
朝日町	31	12	2	6	15	0	1	67
川越町	40	13	7	9	29	0	2	100
多気町	75	15	21	3	46	3	0	163
明和町	92	29	8	6	64	0	0	199
大台町	66	14	10	1	55	0	1	147
玉城町	49	27	16	1	48	1	0	142
度会町	37	2	8	2	18	0	0	67
大紀町	65	18	14	4	51	0	0	152
南伊勢町	89	60	17	9	91	3	1	270
紀北町	109	49	19	9	58	6	0	250
御浜町	28	4	14	9	45	2	0	102
紀宝町	57	25	12	9	44	5	6	158
町計	1,023	405	191	111	735	33	17	2,515
合計	7,270	3,410	1,283	1,224	5,104	245	180	18,716

(2) 年度別身体障害者手帳交付事務処理件数

処理区分	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
新規	6,038	6,132	6,050	6,281	7,270
再交付	3,041	3,007	2,966	2,877	3,410
小計	9,079	9,139	9,016	9,158	10,680
居住地変更等	1,390	1,351	1,248	1,154	1,224
県外からの転入	308	314	323	293	245
返還	5,006	4,740	4,302	4,719	5,104
県外への転出	239	190	179	149	180
再交付(取替等)	1,254	1,193	1,244	1,180	1,283
合計	17,276	16,927	16,312	16,653	18,716



(3) 身体障害者手帳交付者数 (平成 24 年 4 月 1 日現在)

(単位:人)

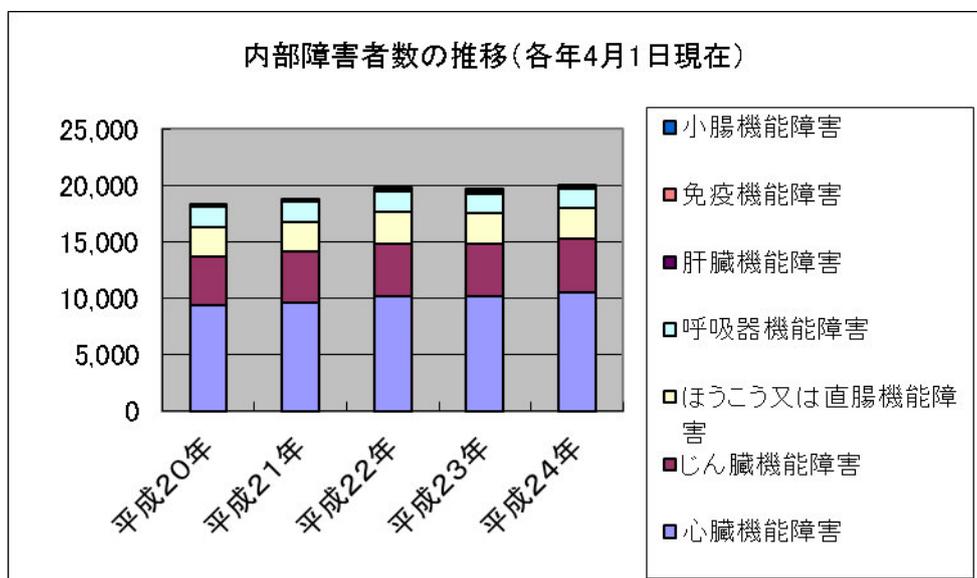
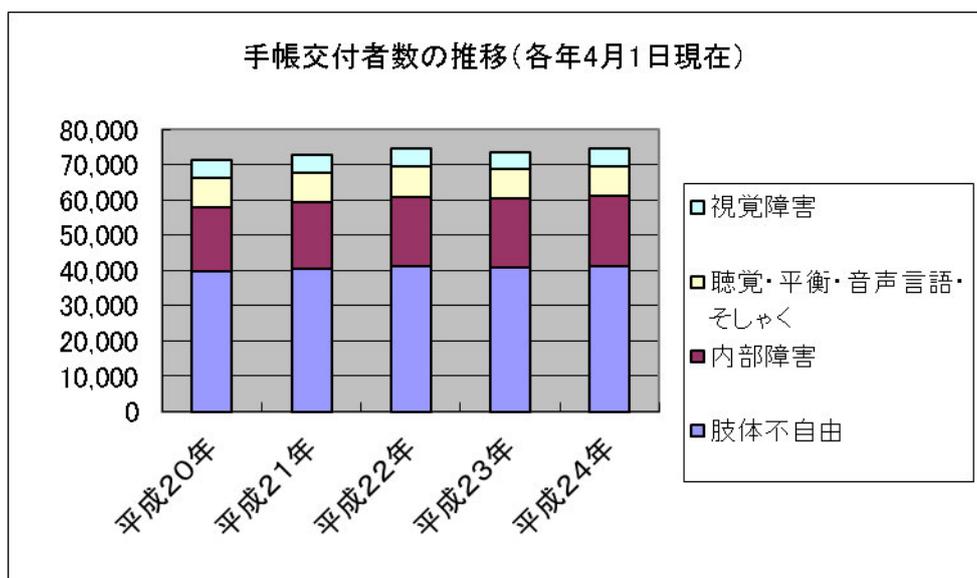
障害別		等級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計	障害別 構成比
視覚障害	児	38	9	4	7	4	1	63	6.41%	
	者	1,718	1,290	401	367	545	390	4,711		
	計	1,756	1,299	405	374	549	391	4,774		
聴覚又は平衡機能障害	児	4	75	47	19	0	40	185	10.15%	
	者	376	1,865	1,101	1,257	35	2,744	7,378		
	計	380	1,940	1,148	1,276	35	2,784	7,563		
音声・言語機能又は そしゃく機能障害	児	0	2	0	6			8	1.16%	
	者	25	81	465	287			858		
	計	25	83	465	293	0	0	866		
肢体不自由	児	443	311	104	15	34	13	920	55.36%	
	者	7,071	8,026	8,802	10,836	3,679	1,893	40,307		
	計	7,514	8,337	8,906	10,851	3,713	1,906	41,227		
内 部 障 害	心臓機能障害	児	90	0	54	21			165	14.10%
		者	6,730	89	1,994	1,520			10,333	
		計	6,820	89	2,048	1,541	0	0	10,498	
呼吸器機能障害	児	19	0	6	1			26	2.21%	
	者	342	52	922	304			1,620		
	計	361	52	928	305	0	0	1,646		
じん臓機能障害	児	10	0	1	0			11	6.38%	
	者	4,341	12	270	121			4,744		
	計	4,351	12	271	121	0	0	4,755		
ぼうこう又は直 腸機能障害	児	1	0	10	9			20	3.74%	
	者	12	14	201	2,540			2,767		
	計	13	14	211	2,549	0	0	2,787		
小腸機能障害	児	5	0	2	2			9	0.11%	
	者	11	2	14	44			71		
	計	16	2	16	46	0	0	80		
肝臓機能障害	児	18	0	0	0			18	0.19%	
	者	95	11	14	4			124		
	計	113	11	14	4	0	0	142		
その他	児	0	0	0	0			0	0.19%	
	者	31	63	32	12			138		
	計	31	63	32	12	0	0	138		
(内部障害計)	児	143	0	73	33			249	26.92%	
	者	11,562	243	3,447	4,545			19,797		
	計	11,705	243	3,520	4,578	0	0	20,046		
合計	児	628	397	228	80	38	54	1,425	100.0%	
	者	20,752	11,505	14,216	17,292	4,259	5,027	73,051		
	計	21,380	11,902	14,444	17,372	4,297	5,081	74,476		
等級別構成比		28.71%	15.98%	19.39%	23.33%	5.77%	6.82%	100.0%		

※ 複数の障がいのある方は、最重度の障がいの種別とし、総合等級で整理している。

【再掲】市町別交付者数

(単位:人)

障害 区分 市町名	視覚	聴覚 ・ 平衡	音声 言語 ・ 咀嚼	肢体 不 自由	内 部 障 害								児・者別内訳		合 計
					心臓	呼吸 器	腎臓	膀胱 ・ 直腸	小腸	肝臓	その 他	計	児	者	
津市	826	1,037	126	6,606	1,495	200	665	429	10	24	0	2,823	245	11,173	11,418
四日市市	656	1,037	116	5,515	1,784	181	815	399	9	18	0	3,206	249	10,281	10,530
伊勢市	457	847	93	3,614	922	179	421	243	5	9	0	1,779	108	6,682	6,790
松阪市	418	660	84	3,577	841	142	399	240	17	13	0	1,652	128	6,263	6,391
桑名市	278	397	47	2,387	821	80	288	211	10	9	0	1,419	112	4,416	4,528
鈴鹿市	387	663	71	3,879	822	107	454	279	7	14	0	1,683	169	6,514	6,683
名張市	198	303	38	1,735	393	72	202	93	4	5	0	769	52	2,991	3,043
尾鷲市	62	88	15	699	208	39	95	59	3	3	0	407	14	1,257	1,271
亀山市	127	229	26	1,219	221	51	137	86	0	2	0	497	33	2,065	2,098
鳥羽市	75	142	13	619	143	35	67	38	0	2	0	285	14	1,120	1,134
熊野市	66	112	9	684	163	82	71	50	1	1	0	368	14	1,225	1,239
いなべ市	91	168	26	1,000	258	34	92	60	1	3	0	448	35	1,698	1,733
志摩市	185	343	38	1,402	364	83	175	102	1	6	0	731	38	2,661	2,699
伊賀市	375	502	62	2,849	569	97	226	141	2	15	0	1,050	60	4,778	4,838
(市計)	4,201	6,528	764	35,785	9,004	1,382	4,107	2,430	70	124	0	17,117	1,271	63,124	64,395
木曾岬町	13	8	5	98	40	2	14	7	0	0	0	63	0	187	187
東員町	49	81	12	458	149	21	61	35	1	2	0	269	15	854	869
菰野町	76	127	11	831	221	37	103	51	3	7	0	422	32	1,435	1,467
朝日町	10	22	2	111	39	7	15	10	0	0	0	71	5	211	216
川越町	20	36	2	233	70	15	26	9	1	2	0	123	5	409	414
多気町	39	91	6	342	80	8	41	26	1	1	0	157	14	621	635
明和町	58	116	11	491	142	22	52	34	0	1	0	251	18	909	927
大台町	23	48	8	338	87	19	23	24	0	0	0	153	7	563	570
玉城町	37	62	10	309	85	11	40	17	1	0	0	154	10	562	572
度会町	32	45	1	185	59	7	27	15	1	0	0	109	6	366	372
大紀町	39	69	3	358	94	24	40	16	2	0	0	176	4	641	645
南伊勢町	75	128	14	497	155	23	50	27	0	3	0	258	10	962	972
紀北町	41	103	10	612	157	25	90	39	0	1	0	312	14	1,064	1,078
御浜町	35	45	3	232	51	20	23	15	0	1	0	110	4	421	425
紀宝町	26	54	4	347	65	23	43	32	0	0	0	163	10	584	594
(町計)	573	1,035	102	5,442	1,494	264	648	357	10	18	0	2,791	154	9,789	9,943
その他											138	138	0	138	138
県合計	4,774	7,563	866	41,227	10,498	1,646	4,755	2,787	80	142	138	20,046	1,425	73,051	74,476



(4) 身体障害者福祉法第15条指定医師

① 平成23年度の指定状況

	4月	6月	8月	10月	12月	2月	計
指定申請件数	2	20	12	6	10	4	54
指定件数	2	20	12	6	10	4	54
うち新規指定者	2	20	11	6	9	3	51

② 医師指定の推移(過去5年間の状況)

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
指定申請件数	54	54	142	107	54
指定件数	52	47	142	107	54

③ 保健福祉圏域別指定医師配置状況 (平成24年4月1日現在) 【所属機関が不明な指定医師を除く】

	実人数 (人)	指定医師 延件数	視覚障害	聴覚障害	平衡機能 障害	音声言語 機能障害	そしゃく 機能障害	肢体 不自由	心臓機能 障害	じん臓 機能障害	呼吸器 機能障害	膀胱直腸 機能障害	小腸機能 障害	免疫機能 障害	肝臓機能 障害
<b>桑名保健福祉事務所管内</b>	<b>184</b>	<b>743</b>	<b>20</b>	<b>21</b>	<b>26</b>	<b>38</b>	<b>23</b>	<b>142</b>	<b>102</b>	<b>103</b>	<b>99</b>	<b>70</b>	<b>81</b>	<b>0</b>	<b>18</b>
桑名市	140	589	14	17	20	30	18	108	80	82	77	58	69	0	16
いなべ市	33	118	4	2	4	6	3	26	16	16	17	11	11	0	2
木曽岬町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
東員町	11	36	2	2	2	2	2	8	6	5	5	1	1	0	0
<b>四日市保健福祉事務所管内</b>	<b>385</b>	<b>1,506</b>	<b>42</b>	<b>39</b>	<b>53</b>	<b>82</b>	<b>45</b>	<b>280</b>	<b>210</b>	<b>221</b>	<b>211</b>	<b>137</b>	<b>153</b>	<b>4</b>	<b>29</b>
四日市市	344	1,345	36	34	46	73	39	250	187	197	190	124	139	4	26
菟理郡	31	127	6	4	6	8	5	22	18	18	16	11	11	0	2
朝日町	4	13	0	0	0	0	0	3	2	3	2	1	1	0	1
川越町	6	21	0	1	1	1	1	5	3	3	3	1	2	0	0
<b>鈴鹿保健福祉事務所管内</b>	<b>205</b>	<b>783</b>	<b>26</b>	<b>21</b>	<b>26</b>	<b>43</b>	<b>23</b>	<b>152</b>	<b>111</b>	<b>114</b>	<b>110</b>	<b>64</b>	<b>80</b>	<b>2</b>	<b>11</b>
鈴鹿市	173	671	21	18	23	39	20	132	93	98	93	56	69	2	7
亀山市	32	112	5	3	3	4	3	20	18	16	17	8	11	0	4
<b>津保健福祉事務所管内</b>	<b>480</b>	<b>1,862</b>	<b>64</b>	<b>60</b>	<b>74</b>	<b>109</b>	<b>58</b>	<b>340</b>	<b>258</b>	<b>251</b>	<b>250</b>	<b>154</b>	<b>186</b>	<b>10</b>	<b>48</b>
津市	480	1,862	64	60	74	109	58	340	258	251	250	154	186	10	48
<b>松阪保健福祉事務所管内</b>	<b>248</b>	<b>918</b>	<b>26</b>	<b>18</b>	<b>30</b>	<b>44</b>	<b>22</b>	<b>184</b>	<b>139</b>	<b>141</b>	<b>135</b>	<b>68</b>	<b>95</b>	<b>2</b>	<b>14</b>
松阪市	210	773	23	16	26	38	18	154	116	119	114	56	80	1	12
多気町	4	12	1	0	0	0	0	3	2	2	2	1	1	0	0
明和町	19	77	1	1	3	4	3	14	13	12	11	6	7	1	1
大台町	15	56	1	1	1	2	1	13	8	8	8	5	7	0	1
<b>伊勢保健福祉事務所管内</b>	<b>240</b>	<b>942</b>	<b>27</b>	<b>25</b>	<b>31</b>	<b>47</b>	<b>22</b>	<b>181</b>	<b>141</b>	<b>143</b>	<b>141</b>	<b>69</b>	<b>93</b>	<b>4</b>	<b>18</b>
伊勢市	149	561	20	20	25	34	17	105	82	83	81	32	52	1	9
鳥羽市	14	65	1	0	0	1	0	13	10	10	10	7	8	2	3
志摩市	53	213	6	4	5	10	4	40	31	33	32	22	22	0	4
玉城町	11	52	0	1	1	2	1	10	8	8	8	6	6	0	1
度会町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
南伊勢町	9	39	0	0	0	0	0	9	8	7	7	2	4	1	1
大紀町	4	12	0	0	0	0	0	4	2	2	3	0	1	0	0
<b>伊賀保健福祉事務所管内</b>	<b>144</b>	<b>533</b>	<b>15</b>	<b>11</b>	<b>11</b>	<b>19</b>	<b>9</b>	<b>107</b>	<b>82</b>	<b>83</b>	<b>76</b>	<b>50</b>	<b>62</b>	<b>0</b>	<b>8</b>
名張市	62	216	5	5	5	8	5	43	34	34	32	16	25	0	4
伊賀市	82	317	10	6	6	11	4	64	48	49	44	34	37	0	4
<b>尾鷲保健福祉事務所管内</b>	<b>45</b>	<b>200</b>	<b>4</b>	<b>4</b>	<b>4</b>	<b>9</b>	<b>4</b>	<b>37</b>	<b>29</b>	<b>30</b>	<b>28</b>	<b>20</b>	<b>22</b>	<b>1</b>	<b>8</b>
尾鷲市	31	132	4	4	4	6	4	24	17	19	17	13	14	0	6
紀北町	14	68	0	0	0	3	0	13	12	11	11	7	8	1	2
<b>熊野保健福祉事務所管内</b>	<b>23</b>	<b>90</b>	<b>3</b>	<b>1</b>	<b>1</b>	<b>3</b>	<b>1</b>	<b>18</b>	<b>15</b>	<b>15</b>	<b>14</b>	<b>6</b>	<b>12</b>	<b>0</b>	<b>1</b>
熊野市	12	49	2	0	0	1	0	9	9	9	8	4	7	0	0
御浜町	9	31	1	1	1	2	1	7	4	4	4	2	3	0	1
紀宝町	2	10	0	0	0	0	0	2	2	2	2	0	2	0	0
<b>合計</b>	<b>1,954</b>	<b>7,577</b>	<b>227</b>	<b>200</b>	<b>256</b>	<b>394</b>	<b>207</b>	<b>1,441</b>	<b>1,087</b>	<b>1,101</b>	<b>1,064</b>	<b>638</b>	<b>784</b>	<b>23</b>	<b>155</b>

## (5) 市町別療育手帳交付事務処理件数

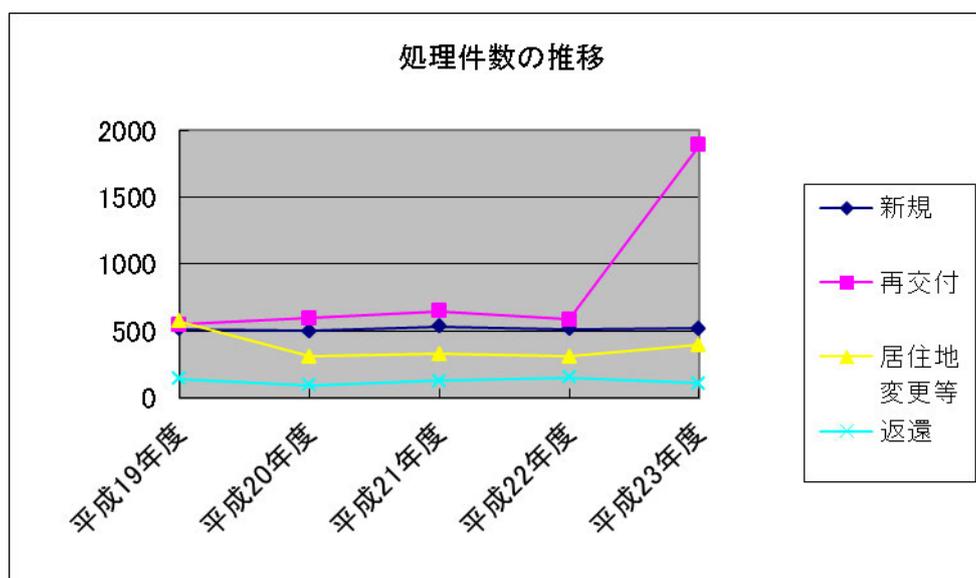
平成23年4月から障がい程度の確認により変更がないものも再交付申請により手帳を交付することとしたため、再交付申請処理件数が増大しています。

(平成23年4月1日～平成24年3月31日)

市町名	新規交付	再交付	居住地等変更	返還	計
津市	78	259	74	19	430
四日市市	79	310	76	14	479
伊勢市	35	112	23	4	174
松阪市	47	143	28	8	226
桑名市	34	153	21	11	219
鈴鹿市	58	253	55	9	375
名張市	38	108	13	2	161
尾鷲市	3	26	8	1	38
亀山市	14	56	10	6	86
鳥羽市	7	24	10	2	43
熊野市	5	17	5	4	31
いなべ市	17	44	11	4	76
志摩市	9	40	10	4	63
伊賀市	40	124	27	5	196
市計	464	1,669	371	93	2,597
木曾岬町	2	6	2	2	12
東員町	3	18	1	0	22
菰野町	11	31	7	0	49
朝日町	6	11	0	4	21
川越町	5	13	0	0	18
多気町	2	11	2	3	18
明和町	5	31	5	0	41
大台町	5	9	0	2	16
玉城町	1	19	1	0	21
度会町	1	6	1	0	8
大紀町	1	7	0	1	9
南伊勢町	0	15	4	1	20
紀北町	6	18	1	2	27
御浜町	3	11	1	0	15
紀宝町	2	13	1	0	16
町計	53	219	26	15	313
合計	517	1,888	397	108	2,910

(6) 年度別療育手帳交付事務処理件数

処理区分	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
新規	516	501	535	514	517
再交付	549	597	646	588	1,888
小計	1,065	1,098	1,181	1,102	2,405
居住地等 変更	571	307	330	307	397
返還	140	92	127	152	108
合計	1,775	1,496	1,638	1,561	2,910



## (7) 療育手帳交付者数 (平成24年4月1日現在)

(単位:人)

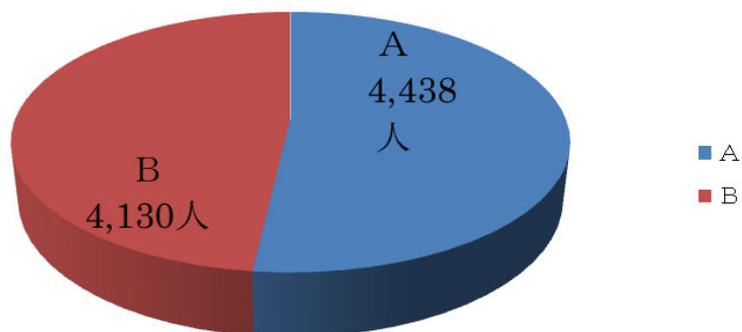
区分 市町名	男	女	18歳未満			18歳以上			合計		
			A	B	計	A	B	計	A	B	計
津市	1,128	633	201	245	446	705	610	1,315	906	855	1,761
四日市市	1,164	703	195	346	541	630	696	1,326	825	1,042	1,867
伊勢市	512	327	65	98	163	358	318	676	423	416	839
松阪市	631	391	93	168	261	418	343	761	511	511	1,022
桑名市	500	292	86	145	231	281	280	561	367	425	792
鈴鹿市	737	432	136	236	372	362	435	797	498	671	1,169
名張市	354	233	45	120	165	208	214	422	253	334	587
尾鷲市	80	51	9	13	22	57	52	109	66	65	131
亀山市	175	73	17	64	81	78	89	167	95	153	248
鳥羽市	86	69	11	11	22	80	53	133	91	64	155
熊野市	108	67	7	13	20	89	66	155	96	79	175
いなべ市	155	117	24	44	68	117	87	204	141	131	272
志摩市	191	151	27	31	58	155	129	284	182	160	342
伊賀市	382	280	54	100	154	252	256	508	306	356	662
(市計)	6,203	3,819	970	1,634	2,604	3,790	3,628	7,418	4,760	5,262	10,022
木曾岬町	21	11	1	5	6	13	13	26	14	18	32
東員町	70	47	10	21	31	55	31	86	65	52	117
菰野町	191	75	26	43	69	116	81	197	142	124	266
朝日町	25	15	6	11	17	16	7	23	22	18	40
川越町	51	25	10	11	21	29	26	55	39	37	76
多気町	65	38	8	24	32	37	34	71	45	58	103
明和町	74	41	5	18	23	40	52	92	45	70	115
大台町	54	33	6	9	15	34	38	72	40	47	87
玉城町	61	31	9	14	23	34	35	69	43	49	92
度会町	21	18	4	6	10	15	14	29	19	20	39
大紀町	36	29	1	3	4	39	22	61	40	25	65
南伊勢町	78	52	3	11	14	70	46	116	73	57	130
紀北町	87	69	8	15	23	76	57	133	84	72	156
御浜町	39	41	5	8	13	42	25	67	47	33	80
紀宝町	38	29	8	6	14	32	21	53	40	27	67
(町計)	911	554	110	205	315	648	502	1,150	758	707	1,465
県合計	7,114	4,373	1,080	1,839	2,919	4,438	4,130	8,568	5,518	5,969	11,487

【再掲】年齢別・性別・障がい程度別療育手帳交付者数

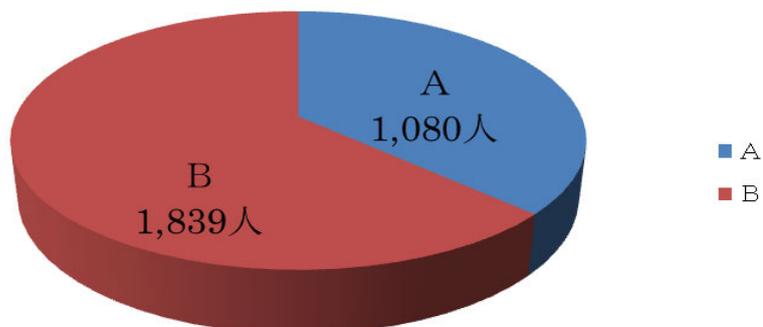
(単位:人)

項目		障がい程度		計
		A	B	
18歳以上	男	2,610	2,515	5,125
	女	1,828	1,615	3,443
	計	4,438	4,130	8,568
18歳未満	男	744	1,245	1,989
	女	336	594	930
	計	1,080	1,839	2,919
合計	男	3,354	3,760	7,114
	女	2,164	2,209	4,373
	計	5,518	5,969	11,487

18歳以上の療育手帳交付者"



18歳未満の療育手帳交付者

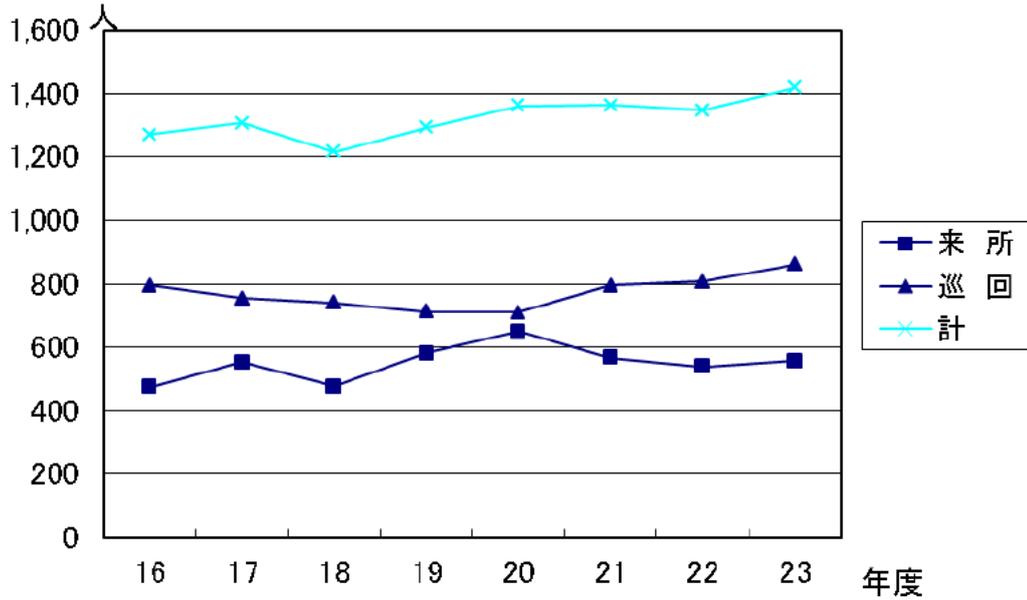


## 2 知的障害者支援課

### (1) 年度別相談人員の推移

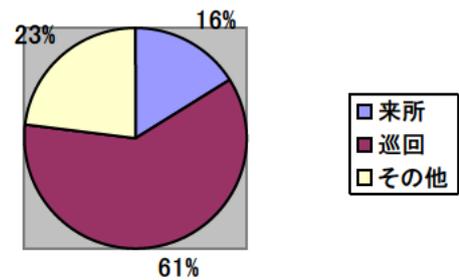
年度	16	17	18	19	20	21	22	23
来所	475	553	477	581	651	567	540	557
巡回	796	754	740	712	710	796	807	862
計	1,271	1,307	1,217	1,293	1,361	1,363	1,347	1,419

(注) 厚生労働省分類による



### (2) 相談形態割合

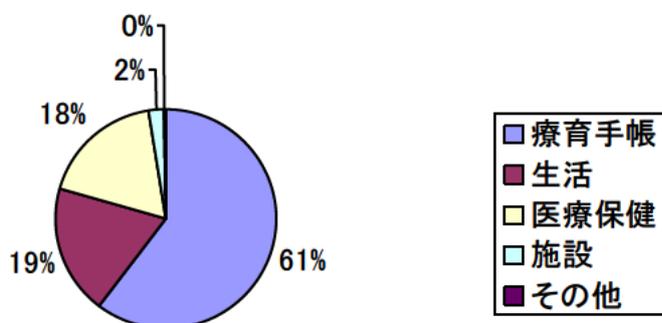
項目	人員	割合
来所	228	16%
巡回	862	61%
その他	329	23%
計	1419	100%



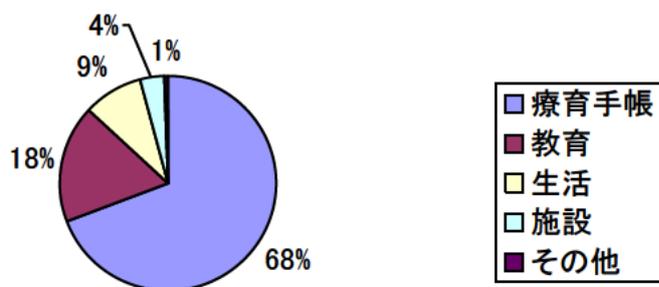
(3) 相談判定処理状況

区分		来 所	巡 回	その他	合 計
取扱人員		228	862	329	1,419
相談内容	施設	6	31	0	37
	職親委託	0	2	0	2
	職業	0	1	10	11
	医療保健	52	0	0	52
	生活	55	77	2	134
	教育	0	157	0	157
	療育手帳	172	611	33	816
	その他	1	6	284	291
	計	286	885	329	1,500
判定内容	医学的判定	51	0	1	52
	心理学的判定	169	614	0	783
	職能的判定	0	0	0	0
	その他の判定	1	4	1	6
	計	221	618	2	841
判定書 数等 交付	障害程度区分	0	0	0	0
	療育手帳	169	609	10	788
	その他	51	13	278	342
	計	220	622	288	1,130

☆来所



☆巡回



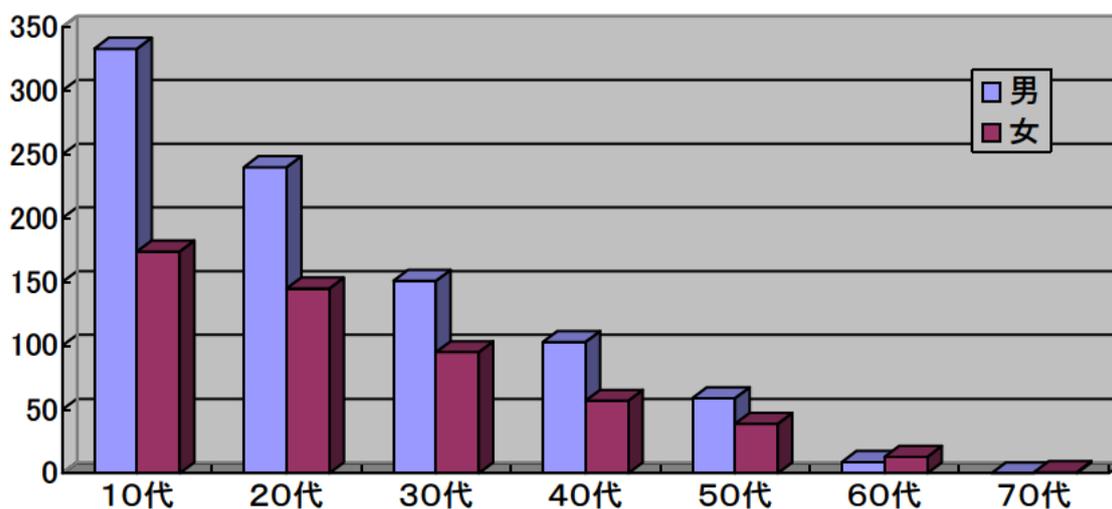
## (4) 市町別相談判定状況

市町名	実数	施設	職親委託	職業	医療保健	生活	教育	療育手帳	その他	計
津市	192	3		1	9	19	15	119	36	202
四日市市	168	10		1	11	19	7	102	37	187
伊勢市	114	3				16	15	59	23	116
松阪市	117	2	1		3	3	27	63	22	121
桑名市	90	3		1	6	8	3	56	22	99
鈴鹿市	159	1	1	3		4	33	80	39	161
名張市	92	1		1	4	4	8	61	19	98
尾鷲市	22	2				2		14	5	23
亀山市	49	3				6	6	26	12	53
鳥羽市	29	1					2	15	11	29
熊野市	20	2			1	2		14	3	22
いなべ市	33				3	12	2	15	4	36
志摩市	35					4	8	18	5	35
伊賀市	107	1		3	6	7	13	65	18	113
市計	1,227	32	2	10	43	106	139	707	256	1,295
木曾岬町	7							4	3	7
東員町	11			1		3		7	1	12
菰野町	11							8	3	11
朝日町	10							5	5	10
川越町	16						1	8	7	16
多気町	6				1	1	1	1	3	7
明和町	29				1	5	8	14	2	30
大台町	11				2	2	2	6	1	13
玉城町	26					8	2	14	3	27
度会町	6	1			1	2	1	2		7
大紀町	9						2	5	2	9
南伊勢町	9				1	2	1	7		11
紀北町	21	3			1	3		15	1	23
御浜町	9	1			2	2		6		11
紀宝町	7							6	1	7
町計	188	5	0	1	9	28	18	108	32	201
県計	1,415	37	2	11	52	134	157	815	288	1,496
県外	4	0	0	0	0	0	0	1	3	4
合計	1,419	37	2	11	52	134	157	816	291	1,500

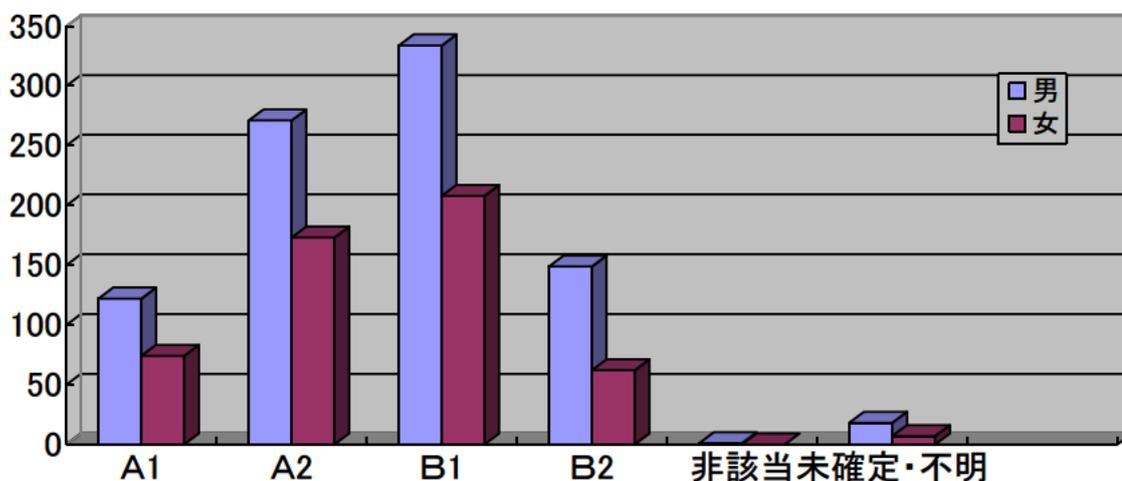
(再掲)障害保健福祉圏域別

桑名員弁	141	3	0	2	9	23	5	82	30	154
四日市	205	10	0	1	11	19	8	123	52	224
鈴鹿亀山	208	4	1	3	0	10	39	106	51	214
津	192	3	0	1	9	19	15	119	36	202
松阪多気	163	2	1	0	7	11	38	84	28	171
伊勢志摩	228	5	0	0	2	32	31	120	44	234
伊賀	199	2	0	4	10	11	21	126	37	211
紀北	43	5	0	0	1	5	0	29	6	46
紀南	36	3	0	0	3	4	0	26	4	40
県外	4	0	0	0	0	0	0	1	3	4
合計	1,419	37	2	11	52	134	157	816	291	1,500

(5) 男女別年齢別相談件数

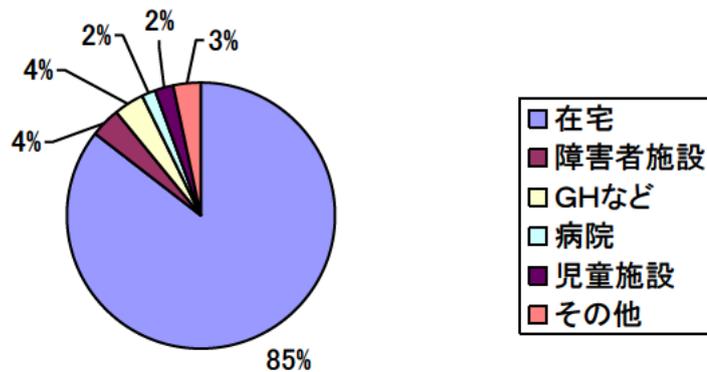


(6) 男女別程度別相談件数

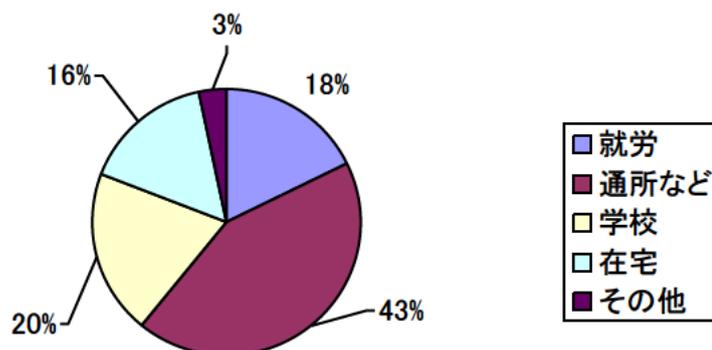


## (7) 生活活動状況別相談割合

### ☆ 生活状況



### ☆ 活動状況



## (8) 地域支援の状況

### ① 地域自立支援協議会（知的障がい部会）への参加

市町からの要請に基づき、計 40 回の地域自立支援協議会（知的障がい部会等）に出席しました。その中で、施設入所希望者の現状把握ほか、困難事例の検討や関係機関のネットワーク構築に向けた協議等を行っています。また、これとは別に、市町等が単独で実施する個別事例のケア会議等には随時参加しています。

### ② 緊急入所調整委員会

三重県では、平成 15 年 10 月から、知的障がい者が住み慣れた家庭や地域で安心して生活できるセーフティネット機能の構築を目的とし、緊急入所調整委員会を設置しました。知的障害者支援課はその事務局を担っています。

保護者の死亡等により地域生活の維持が危うくなった知的障がい者に対し、市町からの要請に基づいて調整委員会を開催しますが、平成 23 年度は

開催要請が2件あり、その2件ともに施設入所につながりました。

③ 行動観察事業

平成23年度に行動観察事業を利用した利用者は5名（男性4名、女性1名）でした。

事業終了後、男性4名のうち、3名は家庭へ復帰し、地域での生活を再開しました。そのうち1名は、日中は生活介護事業所に通所しています。残る男性1名は、平成24年度も継続利用となります。また、女性1名は、就労をしながら、知人宅での共同生活となりました。

上記の利用者5名は、行動観察事業を利用する以前には、それぞれに地域で何らかの不適応などがみられましたが、行動観察によって把握された障がいの特長や行動の特徴などを基に支援を検討することで、家族や地域の支援者の理解が深まり、生活環境の調整等が行われました。

なお、個々の状況によって行動観察事業の利用期間は異なりますが、上記の利用者の場合は2ヶ月間から3ヶ月間でした。

(9) 研修の状況

① 市町知的障がい者福祉担当職員初任者研修（基礎研修）

日 時 平成23年4月28日（金）  
場 所 身体障害者総合福祉センター大研修室  
対象者 市町知的障がい者福祉担当職員  
内 容 知的障害者支援課作成の「知的障がい者支援・現業活動マニュアル」に基づき事務概要を説明行  
参加者数 44名

② 第1回知的障がい者福祉専門研修

日 時 平成23年6月30日（金）  
場 所 三重県人権センター大セミナー室  
対象者 市町障がい者福祉担当職員・障害者総合相談支援センター等の職員  
内 容 ①講義「知的障害者基本台帳・調査書について」  
②演習「面接のロールプレイを通して、日々の業務について考える」  
③調査書・判定意見書の活用についてグループワーク  
参加者数 22名

③ 第2回知的障がい者福祉専門研修

日 時 平成23年11月25日（金）  
場 所 三重県人権センター大セミナー室  
対象者 障がい者（主として知的）福祉事業所職員  
内 容 ①講義：「行動障害（行動問題）の解決に向けて」  
②実習：行動障害への具体的・実践的な取り組み  
参加者数 67名

### 3 身体障害者支援課

#### (1) 相談業務

身体障がい者の更生援護のための各種相談に応じ、指導・助言を行います。

- ① 自立支援医療（更生医療）相談
- ② 補装具相談
- ③ 施設入所相談
- ④ その他関連する相談

#### (2) 判定業務

##### ① 医学的判定

市町からの依頼により、身体機能障がいの程度、残存機能及び障がいの状態を診断し、自立支援医療費、補装具費の支給にかかる医学的判定を行います。判定には、書類判定と来所判定があります。

平成 23 年度医学的判定

種 別	来所判定日	時 間
整形外科	火曜日（月 3 回）	14:00～16:30
耳鼻科	毎月第 2・4 水曜日	13:00～16:00
内 科	書類判定	随 時
心臓血管外科	書類判定	随 時
泌尿器科	書類判定	随 時
眼 科	書類判定	随 時

##### ② 心理的判定

市町からの依頼により、心理的判定を行います。

#### (3) 判定等実施状況

平成 23 年度中に実施した判定依頼件数は 1,615 件でした。

来所（書類判定を含む）による実施件数が 1,630 件でした。

判定依頼及び判定件数の主な内容については、補装具費の支給に関する判定依頼件数が 1,006 件、判定件数が 1,014 件、更生医療の給付に関する判定依頼件数が 609 件、判定件数が 616 件でした。

※判定依頼件数＝平成 23 年度中の日付（H23.4.1～H24.3.31）で受け付けた判定依頼件数

※判定件数＝平成 23 年度中の日付（H23.4.1～H24.3.31）で判定書を交付した件数

平成 23 年度判定依頼・判定件数

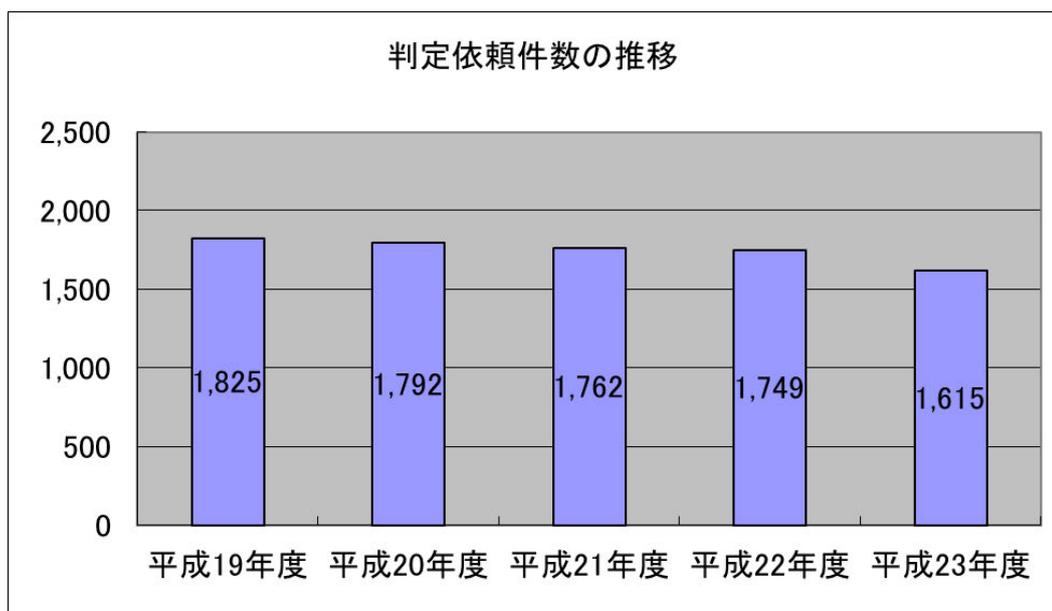
区 分		来 所	計	構成比
判定依頼件数		1,615	1,615	—
判定依頼内容	更生医療	609	609	37.7%
	補装具	1,006	1,006	62.3%
	職業	0	0	0.0%
	施設	0	0	0.0%
	生活	0	0	0.0%
	その他	0	11	0.0%
	計	1,615	1,615	100.0%
判定内容	更生医療	616	616	37.8%
	補装具	1,014	1,014	62.2%
	心理判定	0	0	0.0%
	職業判定	0	0	0.0%
	その他	0	0	0.0%
	計	1,630	1,630	100.0%
判定書交付件数		1,630	1,630	100.0%

※ 来所には、書類による判定を含む

(4) 判定依頼件数の過去 5 年間の推移

平成 19 年度以降は横ばい状態が続いていましたが、平成 23 年度から、人工透析（更新）の判定を不要としたため減少しました。

相談・判定 件数の推移	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
	1,825	1,792	1,762	1,749	1,615



(5) 来所・巡回別実施判定依頼件数の過去5年間の推移

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
来所	1,771	1,750	1,739	1,732	1,615
巡回	54	42	23	17	0
計	1,825	1,792	1,762	1,749	1,615

※ 来所には、書類による判定を含む

※ 巡回は平成22年度をもって廃止

(6) 判定依頼状況の過去5年間の推移

手帳診断（障害程度の判定）は平成20年度をもって廃止しました。

年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
更生医療	688	681	727	775	609
補装具	1,034	1,028	1,024	963	1,006
心理判定	0	0	1	0	0
手帳診断	75	67	0	0	0
職業判定	0	0	0	0	0
その他	67	67	10	11	0
計	1,864	1,843	1,762	1,749	1,616

(7) 更生医療の判定件数

医療内容例		件数	比率
心臓機能障害	バイパス術	30	4.9%
	弁置換術・弁形成術	38	6.2%
	ペースメーカー植え込み術	14	2.2%
	その他	6	1.0%
じん臓機能障害	透析療法	90	14.6%
	免疫抑制療法	182	29.5%
	腎移植	22	3.6%
	その他	0	0.0%
肢体不自由	人工関節置換術・他	83	13.5%
	その他	3	0.5%
肝臓障害	肝臓移植	4	0.6%
	免疫抑制療法	18	2.9%
免疫機能障害	抗HIV剤投与	118	19.2%
聴覚・音声・言語機能障害	人工内耳	3	0.5%
	顎形成・歯列矯正・他	5	0.8%
計		616	100.0%

(8) 補装具判定の状況

補装具の判定は、補聴器が最も多く 51.5%、次いで車いすが 16.9%、装具が 14.3%となっています。

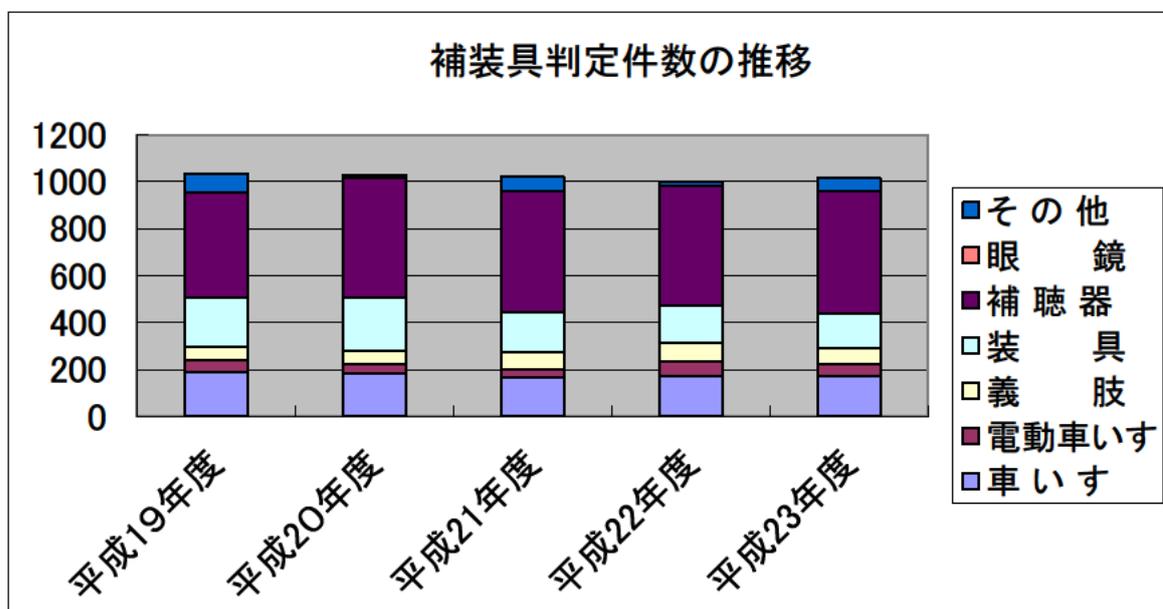
平成 23 年度補装具の判定件数

種目	件数	比率
車いす	171	16.9%
電動車いす	51	5.0%
義肢	70	6.9%
装具	145	14.3%
補聴器	522	51.5%
眼鏡	1	0.1%

その他	54	5.3%
計	1,001	100.0%

※年度別判定状況（過去5年間の推移）

種目	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
車いす	188	183	167	170	171
電動車いす	50	42	35	64	51
義肢	57	56	72	80	70
装具	208	226	171	161	145
補聴器	448	506	513	506	522
眼鏡	2	2	2	2	1
その他	81	13	59	18	54
計	1,034	1,028	1,019	1,001	1,014



(9) 研修の状況

- ① 市町身体障がい者福祉担当職員初任者研修  
 身体障害者更生相談所が所管している業務について、市町の経験の浅い職員を対象として、実務研修を実施しました。

平成 23 年 4 月 28 日 57 名

- ・ 身体障がい者の一般特性と制度の概要
- ・ 身体障害者手帳
- ・ 自立支援医療（更生医療）
- ・ 自立支援医療の自己負担等
- ・ 補装具について
- ・ 身体障害者支援施設の入所関係事務

- ② 市町身体障がい者福祉担当職員専門研修  
身体障がい者福祉担当職員を対象に、専門研修として行いました。

平成 23 年 10 月 14 日 22 名

- ・ 補装具の現物説明・操作体験等
- ・ 補装具の対応困難な事項について（グループでの話し合い、「特例補装具とは」等）

(10) 市町等に対する専門的な技術的助言・指導等の業務

- ① 特別支援学校が開催する進路懇談会に出席し、学校、市町、地域相談支援センター職員等と検討を 8 回行いました。
- ② 市町等に対し、障がい福祉に係る各種の情報の提供を行いました。

(11) 指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定

指定自立支援医療機関の指定について、37 件の指定を行いました。また、医師変更承認 16 件、その他変更届 135 件を受理しました。

## 4 地域支援課

(1) 相談支援事業

県内に設置した障がい者の相談支援センターの利用者数（登録者数）

①障がい者就業・生活支援事業

項目	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
登録者数	2, 186 人	1, 978 人	2, 238 人

②障がい児等療育相談支援事業

項目	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
登録者数	2, 134 人	2, 583 人	3, 064 人

③高次脳機能障がい者生活支援事業

項 目	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
利用者数（延数）	7 5 2 人	8 9 6 人	1, 0 1 0 人

④自閉症・発達障がい支援センター運営事業

項 目	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
利用者数	6 4 2 人	7 8 0 人	9 4 1 人

※ あすなる学園を除く利用者数の実数

⑤重症心身障がい児（者）相談支援事業

項 目	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
登録者数	3 2 5 人	4 8 8 人	2 8 7 人

(2) 人材育成支援事業

① 障害程度区分認定調査員研修

障害程度区分の認定調査を行う市町職員等を対象として実施しました。

【日 時】 平成 23 年 4 月 19 日等 2 回実施

【参加者数】 54 名

② 審査会委員研修

障害程度区分の認定を行う市町の審査会委員の研修を行いました。

【日 時】 平成 23 年 4 月 21 日等の 2 回実施

【参加者数】 1 7 名

③ 相談支援従事者初任者研修

地域の障害者等の意向に基づく地域生活を実現するために必要な保健、医療、福祉、就労、教育などのサービスの総合的かつ適切な利用支援等の援助技術を習得すること及び困難事例に対する支援方法について助言を受けるなど、日常の相談支援業務の検証を行うことにより相談支援に従事する者の資質の向上を図ることを目的として実施しました。

【日 時】 平成 23 年 7 月 21 日、22 日、8 月 3 日、4 日、9 月 22 日の 5 日間

【参加者数】 1 8 7 名

④ 相談支援従事者現任者研修

相談支援従事者初任者研修の受講者を対象として、相談支援従事者の資質の向上を図ることを目的として実施しました。

【日 時】 平成 23 年 8 月 31 日～9 月 2 日の 3 日間

【参加者数】 4 9 名

⑤ 法の円滑な施行準備のための研修

法改正により平成24年4月1日から施行される相談支援体制の充実や障害児支援の強化等について、制度を理解し改正後の適切な相談支援体制整備を図ることを目的として実施しました。

【日 時】 平成24年2月10日

【参加者数】 202名

⑥ サービス管理責任者研修

障害者自立支援法の適切かつ円滑な運営に資するため、サービスの質の確保に必要な知識、技能を有するサービス管理責任者の養成を図ることを目的として、実施しました。

【日 時】 平成23年10月28日（共通講義）

平成23年11月1日、2日（介護分野）

平成23年11月7日、8日（地域生活（知的・精神）分野）

平成23年11月16日、17日（就労分野）

平成23年12月1日、2日（児童分野）

平成23年12月8日、9日（身体分野）

【参加者数】	介護分野	97名
	地域生活（知的・精神）分野	71名
	就労分野	90名
	児童分野	26名
	身体分野	12名
	合 計	296名

⑦ サービス管理責任者フォローアップ研修

就労分野あるいは地域生活（就労）分野のサービス管理責任者の資質向上やサービス管理責任者間の情報交換や情報共有を図ることを目的として実施しました。

【日 時】 平成24年1月17日・18日の2日間

【参加者数】 28名

⑧ 同行援護従業者養成研修(一般課程)及びガイドヘルパー養成研修

視覚障がいにより移動に著しい困難を有する障がい者の支援等や、全身性障がい者の外出時の移動の支援等を行う同行援護従業者及びガイドヘルパーの養成を目的として実施しました。

【日 時】 12月、1月の2回実施

【参加者数】 79名

⑨ 行動援護従業者養成研修

ニーズに応じた適切な行動援護サービスを提供するため、必要な知識・技能を有する従業者の養成を目的として実施しました。

【日 時】 平成 24 年 2 月 29 日～3 月 2 日の 3 日間

【参加者数】 33 名

⑩ 障害者ホームヘルパー等養成研修

障害保健福祉圏域において、地域のニーズに応じた研修を地域自立支援協議会が主催して企画実施し、支援者の養成と資質向上及び、地域のネットワーク構築を目的として実施しました。

【日 時】 平成 23 年中に 8 圏域で 14 回開催

【延べ参加者数】 689 名

⑪ 福祉担当職員等基礎研修

市町職員及び障がい福祉施設従事者等の初任者を対象に、「本人中心の支援とは」を共に考え、日頃の支援を振り返る機会とする基礎研修を実施しました。

【日 時】 平成 23 年 4 月 15 日・5 月 15 日

【参加者数】 202 名

(3) 地域自立支援協議会

平成 21 年度中に、すべての市町に地域自立支援協議会が設置されましたが、活動状況は様々で、地域格差があります。そのため、平成 21 年度にはすべての市町を訪問し、地域自立支援協議会の活動状況を把握するとともに、実際に地域自立支援協議会に参加し、協議会運営等の課題の把握に努めました。

さらに、平成 22 年度から三重県地域自立支援協議会運営強化支援事業を実施し、各圏域にエリアマネージャーを配置し運営の強化を図りました。エリアマネージャー会議を開催により情報の共有と更なる強化等に取り組みました。

また、同時に市町職員や相談支援センター職員等を対象として、障害福祉計画策定支援のエンパワメント研修を、障害福祉室と共に行いました。

---

平成 24 年度版

**事 業 概 要**

発 行

平成 24 年 7 月

三重県障害者相談支援センター

〒514-0113

三重県津市一身田大古曾670番地2

電 話 (059) 236 - 0400

---